

「国民保護に関する埼玉県計画」改定案についての部局からの意見

編-章-節	ページ	指摘部分	意見	対応案
1-5-1	11	4 指定公共機関・指定地方公共機関の責務  ④ ライフライン事業者 電気、ガス、飲料水等の安定供給	「国民の保護に関する基本指針」には、ライフラインとして下水道も含まれており、埼玉県地域防災計画でも、下水道施設はライフラインとして位置付けられているので、この計画でもライフラインとして位置付けるべきである。 具体的には上下水道は指定公共機関・指定地方公共機関ではないので、「4 指定公共機関・指定地方公共機関・ライフライン事業者の責務」とし、下水道に「安定供給」という表現はなじまないで、「④ ライフライン事業者」の記述を「上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の機能の確保、電気、ガス、飲料水等の安定供給」としてはどうか。	下水道については、この計画においても重要なライフラインの一つとして位置付けるべきと考えます。 ただし、下水道は指定公共機関・指定地方公共機関の業務ではありませんので、この場所では新規に記載しません。
4-3-1	121	1 ライフライン事業者が行う措置	「(3)下水道管理者が実施する措置」を新設し、 「下水道管理者である地方公共団体は、その国民保護計画に基づき、以下例示する下水処理を安定的に行うために必要な措置を実施するものとする。 ①下水処理の支障の予防に必要な措置 ②県、市町村等関係機関との連携体制の確立」としてはどうか。	下水道については、この計画においても重要なライフラインの一つとして位置付けるべきと考え、原案のとおり変更します。
4-3~4	121~124	第3章及び第4章	「するものとされている。」「こととされている。」という表現が散見されるが、何によってそれが定められているか明確でなく、計画の表現としても主体的でないので、「するものとする。」で統一してはどうか。	指定地方公共機関等が行うべき業務については、義務的な表記は避け、「～ものとされている。」「～こととされている。」といった間接的な表記としました。 国も同様な表記です。
3-4-2	94	(3)飲料水の供給 飲料水の供給は、県が市町村の協力の下で実施する。	「飲料水の給水」は埼玉県地域防災計画において、「原則として市町村及び水道企業団が行い、県はそれを補完していくものとする。」との記述がある。 また、本計画においても市町村の責務として「水の安定供給等国民生活の安定に関する措置」とある。(P11) 左記だと県が主体となって供給するような記述となっているので、市町村が主体である旨に修正されたい。	飲料水の確保は避難住民の救援措置の一つと位置付けられているものです。 広域避難を想定している国民保護法では、救援は県の業務となっておりますので、このような表記となっております。